

## モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて

### 1 居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっています。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされています。

### 2 特段の事情の範囲

本市における特段の事情に該当する事例は、次のとおりとします。

- (1) 「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」（平成21年2月27日長寿第1683号、岡山県保健福祉部長寿社会対策課長発出）に掲げる例1から例3に該当する事例

例1：利用者の居宅を訪問すれば本人と家族の関係が悪化すると客観的に認められる場合

例2：利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングができなかった場合

利用者が死亡したために、モニタリングができなかった場合

例3：地震・風水害や火災により利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅でモニタリングができなかった場合

- (2) 上記(1)に掲げる事例以外で、下記のような利用者のやむを得ない事情等について、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえで、居宅に帰ることができないと判断した場合

- ・利用者の心身の状態が悪化した場合
- ・家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合
- ・個別の事情により短期入所サービスの利用が続いている事例 等

### 3 特段の事情に係る処理方法

- (1) 上記2(1)に該当する場合

本市への申請・連絡は不要ですが、利用者との面接と居宅の確認が必要になります。その具体的な内容を居宅サービス計画等に詳細に記載し、5年間保存しておくこととします。

※内容の記録がない場合には、運営基準減算の対象となります。

※平成30年4月の市条例により、保存年限は「5年」で規定しています。

- (2) 上記2(2)に該当する場合

本市への申請が必要です。

その月に結果として居宅に帰ることができず、居宅でモニタリングが行えなかった場合に、本人面接・居宅確認後、翌月1～5日（5日が土日の場合は3または4日）の間に、高齢者支援課へ「モニタリングに係る「特段の事情」申請書」（以下、申請書とする）を持参もしくは郵送で提出してください。

（特段の事情の可否等の回答は、国保連への請求を踏まえ、10日までに回答します。）

#### 【注意】

- ・申請書を提出する時期は、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえで、居宅に帰ることができないと判断し、本人面接・居宅確認を行った後の翌月1～5日（5日が土日の場合は3または4日）の間であること。

ただし、判断に迷う場合等は、事前に保険者に相談してください。

- ・本市に申請なく事業所独自に特段の事情と判断している場合は、運営基準減算（不適切な給付として返還）となります。
- ・申請書の提出を受け、内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取りをした後、本市にて検討・判断し、特段の事情に該当するか否かを連絡します。支援の内容によっては、特段の事情と認められない場合もあります。
- ・「特段の事情」との回答を受けた場合は、その旨を記録しておくこと。

#### 【申請書に記入する主な内容】

- ・介護者の状況
- ・居宅でモニタリングができない理由  
（本人・家族等との相談内容、把握した状況等を簡潔に記入してください）
- ・短期入所サービスを継続して利用する場合の今後の方針
- ・介護保険施設等への入所支援、もしくは在宅復帰に向け、介護支援専門員として行っている支援

#### 4 「特段の事情」に該当すると判断を受けた場合のその後の取扱い

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も居宅でのモニタリングが困難な月については書面により本市に申請し、その月について特段の事情に該当するか判断を受ける必要があります。

申請書の申請区分及び記入項目については、以下のとおりとします。

##### （1）新規

以下の場合、申請区分を「1 新規」とします。

- ・初めて居宅でモニタリングができなかった場合
- ・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その後、居宅でモニタリングができなかった場合（今回の理由が、過去の理由と同内容かどうかを問わず「1 新規」とします。）

##### （2）終了

以下の場合、申請区分を「2 終了」とします。

- ・2（2）により「特段の事情」となった者が、介護保険施設等へ入所した場合
- ・2（2）により「特段の事情」となった者が、死亡した場合

このとき、急な死亡等により、本人面接が行えなかった場合は、その旨を記入してください。また、2（1）の事例に該当し、特段の事情と扱っていた者の入所・死亡等については、市への申請は不要とします。

##### （3）継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困難であった場合、申請書の申請区分を「3 継続」とします。